

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
「京都らしいMICE開催支援補助制度」
要領

1. 目的

この制度は、京都市内で開催されるMICEにおいて、京都らしさを演出し、かつMICE参加者に「ほんまものの京都」の一端に触れていただく機会を提供するため、京都らしい文化プログラムや伝統産業製品の活用費用、ユニークメニューの活用費用の一部を補助することにより、京都市内でのMICE開催を支援することを目的とします。

2. 補助の対象となる事業

補助の対象となるMICEは、一般観光や親睦を目的とするものではなく、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブツアー、同窓会であり、次の要件を全て満たす事業とします。イベント（文化・スポーツイベント、交流会など）、展示会およびそれらに伴う会議、シンポジウムは対象となりません。ただし、(公財)京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

- (1) 主たる事業が当該年度の4月1日から3月31日の間に、京都市内で開催されること。
- (2) 参加者の7割以上が、原則京都市内に1泊以上滞在すること。（ただし、同窓会は除く）
- (3) 対象事業の参加予定者が
ミーティング/インセンティブ/コンベンション：30名以上
同窓会：100名以上（ただし、京都市外在住の参加者が5割を超えることが条件）
- (4) 主催団体が、国又は地方公共団体以外の団体であること。
- (5) 特定の個人又は団体の利益を目的としないものであること。
- (6) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
- (7) 当該補助事業に対し京都市の他の助成金等を利用しないこと。ただし、京都市MICE開催支援補助成金、サステナブルなMICE開催支援補助制度との併用が可能。
- (8) 当該補助事業及び当該補助事業と同様の事業に過去3年以内に本補助制度を利用していないこと。
- (9) 申請者及び補助を受けようとするMICE主催者（以下「主催者等」という。）は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (10) 当該補助事業は、公序良俗に反するものでないこと。
- (11) 当該補助事業は、コンベンションビューローが定める補助除外日以外に開催すること。
※詳細は別紙カレンダーのとおりとする。

3. 補助対象費用等

下記(A)・(B)・(C)の併用は可能とします。

(A)京都らしい文化プログラム

(1)文化プログラムの内容と活用場面

対象とするプログラムの内容は、京都市内の事業者等を利用する舞、和太鼓、茶道、着物着付、座禅体験等、本制度の主旨に沿った内容とし、原則、式典やレセプション等で、参加者全員を対象とした場面に活用いただくこととします。また、「京都市清酒の普及の促進に関する条例」に基づいた乾杯における清酒樽（伏見の樽酒等、京都市のブランドに限る）の購入にもご利用いただけます。

(2)補助金額の上限額

- ①上記(1)に定める内容において、そのプログラムに要した費用の総額以内で50万円を上限としてコンベンションビューローが補助します。
- ②京都らしい文化プログラムと京都らしい伝統産業プログラムを併用の場合も補助額は合計で上限50万円となります。

(3)特記事項

プログラムによっては、舞台、音響、控室等の設営を要する事や、参加者の交通用具の手配（交通費の負担）等が必要な場合がありますが、補助する費用はプログラム自体に要した費用のみとし、それ以外の費用は対象となりませんのでご留意下さい。

(B)京都らしい伝統産業プログラム

(1)伝統産業プログラムへの補助内容と活用場面

①対象とする伝統産業製品は、原則として以下施設が認めた伝統産業製品とします。対象補助事業の主催者が、参加者に公に配布することに活用いただくものとします。なお、配布する対象者を全参加者とする必要性はありません。製品の詳細、購入につきましては、直接以下の運営事業者までお問い合わせ下さい。

指定店舗 「京都伝統産業ミュージアム」（一部、MOCAD ONLINE SHOP（WEB）で販売）
HPアドレス <https://mocad-shop.com/>
運営事業者 株式会社京都産業振興センター
〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9-1
京都市勧業館みやこめっせ地下1階
TEL：075-762-2670 FAX：075-761-7121
<https://kmtc.jp/>

注意事項 ○本制度を利用して伝統産業製品を購入される場合は、必ず上記運営事業者まで電話にてお問合せください。なお、購入者名義と申請者名義に、明白な関係が担保できるよう（例えば同一名義等）ご留意下さい。

○発注商品の送料、包装費用は補助対象となりません。

②「京都伝統産業ミュージアム」を通じて手配された京都の伝統産業製品の工房見学・体験費用にもご利用いただけます。（工房見学・体験時の通訳者やガイド代、工房への交通費は補助対象となりません。）

③和装振興と観光都市・京都のPR推進の為、選出された「京都ミス・きもの」の派遣にも利用いただけます。派遣依頼等は、京都きものオーディション企画実行委員会までお問合せください。

問い合わせ先 「京都きものオーディション企画実行委員会」
HP アドレス <http://www.kyoto-kimono-audition.com/>
住所・連絡先 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター6階 京都織物卸商業組合内
TEL:075-353-1010 FAX:075-353-1013
E-mail：kimonoaudition@fashion-kyoto.or.jp

(2)補助金額の上限額

①上記(1)に定める内容において、そのプログラムに要した費用の全額のうち50万円を上限にコンベンションビューローが補助します。また、伝統産業製品の購入金額が100万円以上の場合は、75万円を補助します。

②京都らしい文化プログラムとの併用の場合も補助費用は合計で上限50万円となります。

(C)京都らしいユニークベニュープログラム

(1)ユニークベニュープログラムへの補助内容と活用場面

寺院や神社、歴史的建造物等のユニークベニューを会場に会議やレセプション等を開催する場面で活用いただくこととします。また、補助対象とする取組は、下記が全て満たされるものとします。

①主催者が過去5年間にユニークベニューでのMICE開催実績がないこと

②当該ユニークベニュー（施設・建造物）でのMICE開催案件が年間5件未満であること

③1名当たりの事業予算（ユニークベニュー利用費用総額を参加者数で割った金額）が3万円以内（税込）であること

④ユニークベニューを活用した場面での参加者数が30名以上であること

(2)補助金額の上限額

上記(1)に定める内容において、ユニークベニュー利用に要した費用（飲食費用を除く）の1/2を補助します。（上限200万円）

4. 申請・審査・通知

(1)申請者

申請者は、原則対象補助事業の主催者とします。ただし、代理店等が申請される場合は、別途主催者等の情報を提出いただきます。

※主催者に代わり申請される場合は、必ず主催者の確認・許可を得てください。

(2)申請時期

申請時期は、対象補助事業の開催予定日1箇月前までとします。原則1箇月を過ぎた申請は受け付けません。

(3)申請書類

①別紙申請書

②当該補助事業の補足資料(企画書、事業計画書、プログラム、日程表等)

③補助予定事業(文化プログラム又は伝統産業製品又はユニークベニュー利用)の見積書

(4)申請書提出先

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

国際観光コンベンション部「京都らしいMICE開催支援補助制度」担当 宛

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター3階

TEL：075-353-3053 FAX：075-353-3055 E-mail：kyoto@hellokcb.or.jp

(5)審査・通知

申請書受理後、1箇月以内に補助の可否を通知します。申請を審査した上で当該補助事業が補助対象となった場合は、「京都らしいMICE開催支援補助制度通知書」を発行します。なお、申請書を提出いただいても同通知書が発行されるまで補助の可否及び補助予定額は確定しません。

5. 補助金活用の告知等

主催者等は、補助対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに必ず以下の京都MICEロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの補助を受けている旨を表示してください。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、京都MICEロゴおよび告知定型文をA3サイズ以上の用紙に印刷、会場にて掲示し掲示写真を提出してください。

（別紙のデータを印刷のうえご利用ください。）後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められません。

京都MICEロゴ



京都MICE基金バナー



告知定型文

日本語：「本事業は、宿泊税を財源とした、京都市及び公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの補助金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy funded by the accommodation tax from Kyoto City and the Kyoto

- (1) 主催者は補助対象事業のウェブサイト有する場合、コンベンションビューローが定めるバナーの掲載を行うこと。
- (2) 主催者等は、京都MICE基金の広報協力をすること。
- (3) その他、京都市およびコンベンションビューローより依頼する事項について可能な限りご協力ください。

6. 報告

(1) 変更事項等の報告

申請者は、申請事項等に変更のあった場合は直ちに書面をもって報告していただきます。

(2) 取り消し

下記の場合は補助を取り消すこととします。

- ① 申請事項に虚偽があった場合
- ② 申請事項に変更が生じ、補助が適当でないとコンベンションビューローが認めたとき
- ③ その他、コンベンションビューローが不適当な事由があると認めたとき

(3) 事業完了報告

申請者は、補助事業終了後2箇月以内又は、翌年度4月4日までのいずれか早い日に以下の書類をご提出ください。期限内に提出がない場合は、原則助成金を交付しません。

- ① 事業完了報告書
- ② 上記5にて記述の文章およびロゴを用いて当制度活用の旨を表記した資料、告知定型文と京都MICEロゴを掲示した写真
- ③ 活用した補助事業の写真コピー（伝統産業製品の場合は購入商品の写真）
- ④ 活用した補助事業の費用支払の領収書コピー、金融機関での振込の場合は振込証明書および請求書コピー（納品書、業務クーポンは支払い証明とみなされませんので、ご注意ください。）
- ⑤ 申請者名義による当財団宛振込依頼書
補助金額は、最終的に要した補助対象費用が通知書に記載の補助予定金額より下回った場合、その実費分が補助対象となります。

(4) 支払

上記(3)の事業完了報告書類を受理後、申請者にお支払いします。補助金の交付は事業終了後の後払いとなります。

7. 特記事項

本制度利用のため申請者が行う「京都らしい文化プログラム」、「京都らしい伝統産業プログラム」「京都らしいユニークベニュープログラム」の手配・購入につきましては、申請者と手配・購入先との間での契約行為であり、コンベンションビューローは同契約について一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

8. その他

- (1) 本制度は、京都市からの補助金により、コンベンションビューローの予算の範囲内において年度単位(4月1日から翌年3月31日)で行っており、原則申請順で審査を行うことから、年度内でも申請受理多数の場合、募集を中止する場合があります。予めご了承下さい。
- (2) この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定めます。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用します。